平成２３年（フ）第３０１号
香川県小豆郡小豆島町福田乙93番地26
債務者　田村　歳治
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村聡一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９１８号
京都市北区上賀茂池端町12番地２　池端荘２号
債務者　澤田　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　一彦
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
岡山県倉敷市児島稗田町214番地１
債務者　片山　順造
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿安希子
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４３号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番16号　レオパレスみやび105号、前住所京都市上京区土手町通丸太町下る駒之町561番地７　鴨川銀杏館506号
債務者　山口　　真
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　　純
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５３号
奈良市三条栄町12番10―415号
債務者　松下　智子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　佳苗
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１９６０号
名古屋市緑区緑花台905番地
債務者　大村　祥一
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　積木　　潤
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１７号
札幌市東区東苗穂６条１丁目５番４号、住民票上の住所札幌市東区北15条東６丁目４番19号
債務者　田辺　正元
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　潤
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１８号
札幌市東区北15条東６丁目４番19号
債務者　田辺　恭子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　潤
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５７号
愛知県海部郡蟹江町学戸５丁目56番地　シャトー黒川203号
債務者　みるくモーモサンシティ店こと　伊藤　秀樹
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　美代
4　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７２５号
名古屋市昭和区川名町４丁目104番地
債務者　水谷三紀男
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　真一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７２６号
名古屋市昭和区隼人町２番地の９　広辞いりなかビル３Ｃ号
債務者　水谷　富子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　真一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３０号
大阪府高石市千代田１丁目11番11―801号
債務者　岸田　隆夫
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　達郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４３号
奈良市藤ノ木台３丁目21番１号
債務者　山口　　勲
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　尚造
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４５号
奈良市藤ノ木台３丁目21番１号
債務者　山口圭英子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　尚造
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４７号
奈良県奈良市藤ノ木台３丁目21番１号
債務者　山口　キヨ
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　尚造
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
奈良地方裁判所